

「スリーハート宣言 一心は密に一」ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「スリーハート宣言 一心は密に一」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の基準)

第2条 ロゴマークを使用する者は、「スリーハート宣言 一心は密に一」の趣旨に賛同する目的で使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用ができないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認めるもの
- (2) 宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認めるもの
- (3) 岡崎市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

2 使用に際し、ロゴマークの要素の変更はできないものとする。

(是正の措置)

第3条 市長は、ロゴマークを使用する者が前条各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちにその是正の措置や、当該使用の取消を求めることができる。

(責任の制限)

第4条 ロゴマークを使用する者が、その使用によって第三者に対して損害、又は損失を与えた場合でも、岡崎市は損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めのない事項については、協議の上決定する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。